



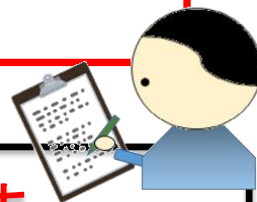
豚コレラ疑似患畜 愛知県3例目！！

平成30年9月以降、国内で豚コレラが継続的に発生し、5府県に広がりを見せました。

また、平成31年2月13日、愛知県田原市の農場において、豚コレラの疑似患畜(3例目)が確認されています。

養豚農家の皆様には、特に以下の点について注意するとともに、裏面の飼養衛生管理基準の遵守状況を点検してください。

- 1 豚を導入する場合、導入側の衛生状況を確認し、最低3週間、隔離観察をしてください。
- 2 出荷の際は、運搬トラック等の消毒を徹底してください。また、飼料運搬車両の消毒もお願いします。
- 3 飼料給与、分娩、導入、出荷、異常の有無、死亡等について記録を残してください。



異常の早期発見・早期通報をお願いします

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL : 0178-27-7415 FAX : 0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

飼養衛生管理基準の遵守状況を点検してください

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発症予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	<p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。 	
2. 衛生管理区域の設定		
①	衛生管理区域を設定している。	
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
③	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
④	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
⑤	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
⑧	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
⑨	食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
①	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	
②	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	
③	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
①	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
②	家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一回ごとに交換又は消毒をしている。	
③	畜舎又は畜房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	
④	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
①	家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
②	家畜に特定症状を確認した場合には、農場から家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
③	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
④	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
⑤	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等を行っている。	
⑥	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
⑦	家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
⑧	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7. 埋却等の準備		
①	埋却地を確保している。	
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
②	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
③	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
④	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
②	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	